

返戻金規定

人材紹介事業に関する紹介サービスの返戻金は以下の通りとする

入社辞退、退職、解雇が

入社後1か月以内の場合：報酬の80%

入社後1か月以上3か月以内の場合：本件報酬の50%

入社後3か月以上6か月以内の場合：本件報酬の30%

2023.4.1 改定